

議 会 運 営 委 員 会

令和8年3月26日（木）

【議案の追加送付について】

議案第33号 葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例（別紙）

議案第34号 柴又川甚まちなみ館什器等の買入れの変更について（別紙）

1 第1回定例会の会議運営について

第4日 3月27日（金）

- (1) 開 議 午後1時
- (2) 署名議員指名 6番 つ た えりな 議員
7番 片 岡 ちとせ 議員
37番 秋 家 聡 明 議員
- (3) 庶務報告 欠席者の報告
令和7年度第3回定期監査（出先機関等）報告書
令和7年度第2回工事監査報告書
例月出納検査報告書（2月末日現在）
- (4) 議案 2件一括上程 提案者説明 ～ 委員会付託

本会議休憩

）

総務委員会開催	議案第34号	（第1・第2委員会室）
保健福祉委員会開催	議案第33号	（第3委員会室）
議会運営委員会開催	本会議再開後の会議運営について（第1・第2委員会室）	

）

本会議再開

- (5) 議案 6件一括上程 委員長報告 ～ 採決
委員会審査報告書・各会派の賛否（別紙）
討論の有無
- (6) 議案19件一括上程 委員長報告 ～ 採決
委員会審査報告書・各会派の賛否（別紙）
- (7) 議員提出議案 6件 委員長報告 ～ 採決
一括上程 委員会審査報告書・各会派の賛否（別紙）

【追加日程】

- 議案 2件一括上程 委員長報告 ～ 採決
- (8) 請願 8件一括上程 委員長報告 ～ 採決
委員会審査報告書・各会派の賛否（別紙）
- (9) 委員会の継続調査申出について（別紙）
- (10) 区長発言
- (11) 閉 会

2 そ の 他

- (1) 葛飾区議会におけるサイバーセキュリティを確保するための方針について（別紙）
- (2) 区議会議員の住所の公開について（別紙）

令和8年第1回葛飾区議会定例会追加付議事件名

- 1 葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 2 柴又川甚まちなみ館什器等の買入れの変更について

令和8年第1回葛飾区議会定例会追加付議事件の概要

条 例 案	1 件
契 約 案	1 件
計	2 件

1 葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

保険料率等を改めるほか、所要の改正をするもの

(2) 概要

ア 保険料率等を改めること。

(ア) 基礎賦課額の所得割率、均等割額及び賦課限度額を改めること。

所得割 率 100分の7.71→100分の7.51 (△0.2)

被保険者均等割 金額 4万7,300円→4万7,600円 (+300円)

賦課限度額 66万円→67万円 (+10,000円)

(イ) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割率及び均等割額を改めること。

所得割 率 100分の2.69→100分の2.80 (+0.11)

被保険者均等割 金額 1万6,800円→1万7,600円 (+800円)

(ウ) 介護納付金賦課額の所得割率及び均等割額を改めること。

所得割 率 100分の2.25→100分の2.43 (+0.18)

被保険者均等割 金額 1万6,600円→1万7,800円 (+1,200円)

イ 子ども・子育て支援納付金の所得割率、均等割額、18歳以上被保険者均等割額、賦課割合及び賦課限度額を定めること。

所得割 率 100分の0.27

賦課割合 100分の53

被保険者均等割 金額 1,800円

賦課割合 100分の47

18歳以上被保険者均等割 金額 73円

賦課限度額 3万円

ウ 一定の所得以下の世帯の保険料（被保険者均等割）における減額する額を改めること。

例 7割軽減の対象となる世帯

基礎賦課額から減額する額 3万3,110円→3万3,320円 (+210円)

エ 保険料の軽減判定基準を改めること。

(ア) 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を30万5,000円から31万円に改めること。

(イ) 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を56万円から57万円に改めること。

オ 未就学児1人当たりの保険料（被保険者均等割）における減額する額を改めること。

例 7割軽減の対象となる世帯

基礎賦課額から減額する額 7,095円→7,140円 (+45円)

カ 18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者に係る子ども・子育て支援納付金の保険料(被保険者均等割)を全額減額すること。

(3) 施行日

令和8年4月1日

2 柴又川甚まちなみ館什器等の買入れの変更について

(1) 買入れ物件 柴又川甚まちなみ館什器等 596点

(2) 買入れの相手 東京都葛飾区東堀切二丁目16番2号

エビヌマ株式会社

代表取締役社長 海老沼 優 文

(3) 変更内容

ア 変更前買入れ金額及び納期

5,833万5,374円

令和8年3月31日

イ 変更後買入れ金額及び納期

5,897万3,374円

令和8年5月22日

令和8年3月26日

葛飾区議会におけるサイバーセキュリティを確保するための方針について

1 概要

令和6年6月26日に、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）が公布され、地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、令和8年4月1日までにそれぞれの管理する情報システムの利用に当たってのサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、公表することが義務付けられた。

これを踏まえ、国が定める「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、すでに区が制定している「葛飾区情報セキュリティに関する規則（令和2年葛飾区規則第11号）」を、葛飾区議会のサイバーセキュリティを確保するための方針として位置付けるもの。

なお、区議会議員については、葛飾区情報セキュリティに関する規則は直接適用されないため、同規則を準用するものとする。

2 参考資料

改正地方自治法（抜粋）

葛飾区情報セキュリティに関する規則

3 今後の手続き

議会運営委員会です承を得た後、議長決裁により決定する。

4 公表方法

議長決裁後、区議会ホームページで公表する。

地方自治法（令和8年4月1日改正施行 抜粋）

第十一章 情報システム

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百四十四条の五 普通地方公共団体は、その事務を処理するに当たつて、事務の種類及び内容に応じ、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、情報システムを有効に利用するとともに、他の普通地方公共団体又は国と協力して当該事務の処理に係る情報システムの利用の最適化を図るよう努めなければならない。

2 普通地方公共団体は、その事務の処理に係る情報システムの利用に当たつて、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。次条第一項において同じ。）の確保、個人情報の保護その他の当該情報システムの適正な利用を図るために必要な措置を講じなければならない。

（サイバーセキュリティを確保するための方針等）

第二百四十四条の六 普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、それぞれその管理する情報システムの利用に当たつてのサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な措置を講じなければならない。

2 普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、前項の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 総務大臣は、普通地方公共団体に対し、第一項の方針（政令で定める執行機関が定めるものを除く。）の策定又は変更について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとする。

4 総務大臣は、前項の指針を定め、又は変更しようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

葛飾区情報セキュリティに関する規則

令和2年3月31日

規則第11号

(目的)

第1条 この規則は、情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、葛飾区（以下「区」という。）が実施する情報セキュリティ対策に関し基本的な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ネットワーク コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェアをいう。）をいう。
- (2) 情報システム 与えられた一連の処理手順に従って事務を自動的に処理する電子的機器により構成された組織並びにこれらの組織を相互に接続するための通信回線及び装置をいう。
- (3) 情報資産 実施機関が保有する情報、情報を記録している媒体及び情報を管理しているシステムをいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (5) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスすることができる状態を確保することをいう。
- (6) 完全性 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (7) 可用性 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに、中断されることなく、情報にアクセスすることができる状態を確保することをいう。
- (8) 情報セキュリティポリシー この規則、情報セキュリティ対策基準及び学校情報セキュリティ対策基準の総称をいう。
- (9) 情報セキュリティ対策基準 この規則に基づき情報セキュリティに関する対策（以下「情報セキュリティ対策」という。）を行うに当たり、统一的に遵守すべき行為、判断等の基準（葛飾区立学校設置に関する条例（昭和31年葛飾区条例第14号）に規定する小学校、中学校、特別支援学校及び幼稚園（以下「学校」という。）に係る情報資産を対象とするものを除く。）であつて、葛飾区長（以下「区長」という。）が別に定めるものをい

う。

- (10) 学校情報セキュリティ対策基準 この規則に基づき情報セキュリティ対策を行うに当たり、統一的に遵守すべき行為、判断等の基準（学校に係る情報資産を対象とするものに限る。）であって、葛飾区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定めるものをいう。
- (11) 情報セキュリティ監査 情報セキュリティについて総合的に点検し、評価することをいう。
- (12) 管理区域 ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理及び運用を行うための部屋並びに電磁的記録媒体（磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク等の記憶媒体をいう。）の保管庫をいう。
- (13) 部 区長部局に属する部（葛飾区組織条例（昭和39年葛飾区条例第60号）第1条に規定するものをいう。）、会計管理室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局及び議会事務局をいう。
- (14) 部長 部の長（会計管理室にあつては、会計管理者とし、教育委員会事務局にあつては、教育次長及び学校教育担当部長とし、議会事務局にあつては、議会事務局長とする。）及び葛飾区組織規則（昭和40年葛飾区規則第4号）第8条第2項に規定する担当部長をいう。
- (15) 実施機関 区長、教育委員会、葛飾区選挙管理委員会、葛飾区監査委員、葛飾区農業委員会及び葛飾区議会をいう。
- (16) 派遣労働者 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき実施機関の指揮命令を受ける者をいう。
- (17) 職員等 実施機関の職員及び派遣労働者をいう。
- (18) 受託者等 実施機関から情報資産を取り扱う業務の委託を受けたもの（当該委託を受けたものから当該業務の全部又は一部の委託を受けたもの及び当該業務につき順次にされるその全部又は一部の委託を受けたものを含む。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区が指定する法人その他の団体をいう。

（対象とする脅威）

第3条 実施機関は、情報資産に対する脅威として、次に掲げるものを想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃等のサイバー攻撃、部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去、詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設

計及び開発の不備、操作及び設定の誤り、メンテナンスの不備、内部及び外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の意図的でない要因による情報資産の漏えい、破壊、消去等

- (3) 地震、落雷、火災等の災害による業務の停止等
- (4) 大規模かつ広範囲にわたる疾病による要員不足に伴う情報システムの運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

(情報セキュリティポリシーの遵守等)

第4条 職員等及び受託者等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他情報セキュリティに関する法令等（以下「関係法令等」という。）を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第5条 実施機関は、第3条に規定する脅威から情報資産を保護するため、次に掲げる対策を講ずるものとする。

- (1) 組織体制の確立（情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を確立することをいう。）
- (2) 情報資産の分類及び管理（情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、その分類に応じた情報セキュリティ対策を講じることをいう。）
- (3) 情報システム全体の強靱性の向上（業務の効率性及び利便性の観点を踏まえ、情報システムの管理領域等に応じたセキュリティ対策を講じることをいう。）
- (4) 物理的セキュリティ対策（管理区域への不正な立入りの防止及び情報資産への損傷、妨害等からの保護をすることをいう。）
- (5) 人的セキュリティ対策（情報資産を取り扱う職員等及び受託者等の情報セキュリティに関する権限、責任等を明確にし、並びに当該職員等及び受託者等に関係法令等の内容を周知徹底することをいう。）
- (6) 技術的セキュリティ対策（情報資産を区の外及び内部からの不正なアクセス等から保護することをいう。）
- (7) 運用（ネットワークの監視及び関係法令等の遵守状況の確認等を実施すること並びに大規模な災害等の緊急事態が発生した際に迅速な対応を可能とすることをいう。）
- (8) 業務委託及びクラウドサービスの利用（業務委託を行う際の委託事業者の適切な選定並びにセキュリティ対策の確認及び措置並びにクラウドサービ

スを利用する際の運用手順の整備及びセキュリティ対策を講じることをいう。)

- (9) 評価及び見直し（情報セキュリティ対策の実施状況についての監査及び自己点検を実施すること並びに情報セキュリティ関連の状況の変化に応じて情報セキュリティポリシーの見直しを行うことをいう。)

(最高情報セキュリティ統括責任者)

第6条 情報セキュリティの総合的な管理を行うため、最高情報セキュリティ統括責任者を置き、総務部（総合庁舎整備担当部長が担任する事務を除く。）を担任する葛飾区副区長をもって充てる。

- 2 最高情報セキュリティ統括責任者に事故があるとき又は最高情報セキュリティ統括責任者が欠けたときは、総務部（総合庁舎整備担当部長が担任する事務を除く。）を担任する葛飾区副区長以外の葛飾区副区長がその職務を代理する。

(最高情報セキュリティ統括責任者の所掌事項)

第7条 最高情報セキュリティ統括責任者は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 情報セキュリティ対策基準及び学校情報セキュリティ対策基準で定める情報セキュリティ対策の推進及び管理体制の確立に関すること。
- (2) 情報セキュリティポリシーの見直しに関すること。
- (3) 情報セキュリティ対策の実施状況の調査及び是正の指示に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、情報セキュリティの総合的な管理を行うために必要な事項

(情報セキュリティ委員会の設置)

第8条 区の情報セキュリティを総合的かつ統一的に行うため、葛飾区情報セキュリティ委員会（以下「情報セキュリティ委員会」という。）を置く。

(情報セキュリティ委員会の所掌事項)

第9条 情報セキュリティ委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報セキュリティポリシーの見直しの検討に関すること。
- (2) 情報セキュリティ監査の方針の承認に関すること。
- (3) 職員等の情報セキュリティに係る研修の計画に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、次条の委員長が必要と認める事項

(情報セキュリティ委員会の組織)

第10条 情報セキュリティ委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、最高情報セキュリティ統括責任者とし、情報セキュリティ委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、総務部（総合庁舎整備担当部長が担任する事務を除く。）を

担任する葛飾区副区長以外の葛飾区副区長及び葛飾区教育委員会教育長とする。

- 4 委員は、部長をもって充てる。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、総務部（総合庁舎整備担当部長が担任する事務を除く。）を担当する葛飾区副区長以外の葛飾区副区長がその職務を代理する。
- 6 前項の場合において、総務部（総合庁舎整備担当部長が担任する事務を除く。）を担当する葛飾区副区長以外の葛飾区副区長に事故があるとき又は総務部（総合庁舎整備担当部長が担任する事務を除く。）を担当する葛飾区副区長以外の葛飾区副区長が欠けたときは、葛飾区教育委員会教育長がその職務を代理する。

（情報セキュリティ委員会の会議）

第11条 情報セキュリティ委員会は、委員長が招集する。

- 2 情報セキュリティ委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。
- 4 前3項に掲げるもののほか、情報セキュリティ委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

（情報セキュリティ委員会の庶務）

第12条 情報セキュリティ委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

（情報セキュリティインシデント発生時の対応）

第13条 情報セキュリティインシデント（望まない、又は予期しない単独又は一連の情報セキュリティに係る事象であつて、業務の遂行を危うくする確率及び情報セキュリティを脅かす確率が高いものをいう。）に適切に対応するための体制は、区長が別に定めるところによる。

（情報セキュリティ監査等の実施）

第14条 最高情報セキュリティ統括責任者は、関係法令等の遵守状況を検証するための情報セキュリティ監査を定期又は臨時に実施する体制を整備する。

- 2 実施機関は、関係法令等の遵守状況を検証するため、定期又は臨時に自己点検を実施する。
- 3 第1項の情報セキュリティ監査及び前項の自己点検の実施方法等は、情報セキュリティ対策基準及び学校情報セキュリティ対策基準で定めるところによる。

る。

(委任)

第 15 条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 4 年 4 月 28 日規則第 35 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和 5 年 3 月 22 日規則第 5 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 7 年 8 月 1 日規則第 66 号)

この規則は、公布の日から施行する。

区議会議員の住所の公開について
交渉会派以外 の意見

		みらい	無所属1	無所属2	無所属3	無所属4
1	葛飾区議会 公式ホーム ページ	事務局案のとおり。	事務局案のとおり。	事務局案のとおり。	事務局案のとおり。	住所の非公開は認めない。
2	区議会だより	1と同じ。	1と同じ。	1と同じ。	1と同じ。	1と同じ
3	区議会年報	記載列を改め、内容は1と同じ。	記載列を改め、内容は1と同じ。	記載列を改め、内容は1と同じ。	記載列を改め、内容は1と同じ。	1と同じ。
4	電話ガイド	1と同じ。	廃止でよい。	1と同じ。	廃止でもよいが要望があれば配布してもよい。	1と同じ。

		無所属5	無所属6	無所属7	無所属8	無所属9
1	葛飾区議会 公式ホーム ページ	事務局案のとおり。	事務局案のとおり。	今のままでよい。	今のままでよい。	今のままでよい。
2	区議会だより	1と同じ。	1と同じ。	1と同じ。	1と同じ。	1と同じ。
3	区議会年報	住所は町丁名まででよい。	記載列を改め、内容は1と同じ。	1と同じ。	1と同じ。	1と同じ。
4	電話ガイド	配布方法の見直し、縮小を検討すべき。	配布先は変更し、1と同じ。	1と同じ。	廃止でもよい。	1と同じ。

区議会議員の住所の公開について
各会派の意見

		自民党	公明党	区民連	共産党	か立憲
1	葛飾区議会 公式ホーム ページ	事務局案のとおり。	③住所地は「町丁名」を記載することとする。「非公表」は認めない。	③住所地は「町丁名」を記載することとする。「非公表」は認めない。	事務局案のとおり。	③住所地は、原則「町丁名」を記載することとする。
2	区議会だより	1と同じ。	1と同じ。	1と同じ。	1と同じ。	1と同じ
3	区議会年報	記載列を改め、内容は1と同じ。	記載列を改め、内容は1と同じ。	記載列を改め、内容は1と同じ。	記載列を改め、内容は1と同じ。	記載列を改め、内容は1と同じ。
4	電話ガイド	1と同じ。	1と同じ。 配布先は、各議員と議員待遇者は必要。	ニーズがあれば配布し、内容は1と同じ	1と同じ。 配布先はお任せする。	廃止でもよい。

令和8年2月2日

区議会議員の住所の公開について（案）

1 区議会議員の職務と責務

区議会議員は、区民の直接選挙によって選ばれた公職として、常に区政の課題を把握し、公益性の見地から、区全体を見据え、区民の多様な意見を区政に反映させることを職務としております。

区議会議員の責務は、執行機関から提出された議案の議決だけではなく、行政活動が適正かつ効率的に行われているかを常に監視・点検することです。また、区民の負託に応える義務を持つことから、議会活動が負託に応えた内容であることを区民が理解できるように説明する責任と、区民の声を聴くだけでなく、実際のまちづくりで民意として実現していく責務があります。さらに議会での発言権を持たない区民の代弁者として一般質問や委員会質疑を行い、問題点の指摘にとどまらず、行政に改善を促し、積極的にまちづくりに取り組むことです。

2 総務省通知と全国的な地方議会の動向

令和5年9月15日付、総務省自治行政局長から「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた各議会における取組について」の通知（別紙資料）により、留意事項が示されたうち、「三 議会のウェブサイトにおいて議員の住所を公表する場合があるが、個人情報への配慮が必要との指摘もあることから、住所全体ではなく一部の公表とすることを選択できるようにすることや、公表する連絡先住所として自宅ではなく事務所や議会事務局等を選択できるようにすることも考えられること。」としています。

また、各地方議会においてもホームページ等で公開する住所については、掲載する内容の緩和が進んでいます。例えば連絡先住所を、「町名まで」にするなどして、一部のみ公開する地方議会が増えています。現在の社会状況下では、プライバシー保護やストーカー被害防止等の観点から詳細（番地以降等）を非公開とする運用が全国的に広がっています。

3 独自媒体による区議会議員の住所を記載したもの

(1) 葛飾区議会公式ホームページ

【掲載内容】 顔写真、氏名、連絡先住所、電話番号、メールアドレス、ホームページ、所属委員会

(2) 区議会だより（改選時及び新年号）

【掲載内容】 顔写真、氏名、住所、電話番号

(3) 区議会年報（毎年発行）

【掲載内容】 氏名、会派名、住所、電話番号、当選回数

(4) 電話ガイド（毎年発行）

【掲載内容】 氏名、電話、住所（連絡先）

4 事務局案

区議会議員は区民に選ばれた公職であり、区民から見ると地域に根差した地元の活動に対する期待感があることも鑑みつつ、現下の社会状況から個人のプライバシーに配慮する観点を踏まえ、掲載する項目を整理し、掲載するかしないかは個々人の区議会議員の選択制によるものとしたい。

(1) 葛飾区議会公式ホームページ

【掲載内容】

- ① 顔写真
- ② 氏名
- ③ 住所地
⇒ 立石五丁目（番地以降は記載しない）といった「町丁名」か「非公表」のいずれかを選択する。
- ④ 連絡先
⇒ 「現住所」、「事務所所在地」または「議会棟議員控室」のいずれかを選択する。
- ⑤ 電話番号（※必ず連絡が常時とれる番号）
- ⑥ メールアドレス（※希望者のみ、必ず連絡が常時とれるアドレス）
- ⑦ ホームページ（※希望者のみ、ご自身のホームページがある方のリンクを張る）
- ⑧ 所属委員会

(2) 区議会だより（改選時及び新年号）

- ① 顔写真
- ② 氏名
- ③ 住所地
⇒ 立石五丁目（番地以降は記載しない）といった「町丁名」か「非公表」のいずれかを選択する。
- ④ 連絡先
⇒ 「現住所」か「事務所所在地」か「議会棟議員控室」のいずれかを選択する。
- ⑤ 電話番号（※必ず連絡が常時とれる番号）

- (3) 区議会年報
「住所、電話番号」の列を削除する（氏名、会派名、当選回数とする）か、「住所、電話番号」の記載列を、前記の区議会だより③～⑤までの項目の記載列とする。
- (4) 電話ガイド（毎年発行）
配布先を変更し、「区議会内のみ限定する」か「発行自体を廃止」することとしたい。

【現在の発行状況】

発行部数 150 部

ヨコ 76^ミ×タテ 124^ミ 52 ページ

令和7年度執行額 122,100 円

配布先 各議員、事務局職員、理事者（各行政委員含む）、議員待遇者会等

「区議会のみ限定する場合」の掲載内容

前記の区議会だより②～⑤までの内容と同一とする。

5 現行との違い

現在は、住所と称しながら、実際は、住民登録のない連絡先所在地であるものもあります。これが「住所」という括りで「連絡先」が混在しているため、事務局へも区民の方から、「連絡がとれない」「議会に来てもいつもいない」といった意見が複数寄せられています。このため、住所地（町丁名）と連絡先（自宅、事務所、議員控室の選択制）を分けることで、区議会議員としての公職の責務を果たせるよう運用していく。

6 その他

議会運営委員会での決定が必要である。